

互助会報

平成30年4月13日

第208号

※広告紙でも各所属へ一部ずつ配布しています。(SEI-Net 用で掲載)

※SEI-Net でも広告しています。(広告紙用で掲載)

一般財団法人佐賀県教職員互助会

☆人間ドックの受診期限について

平成30年度の人間ドック受診期限は**10月31日**までです。万が一、平成30年11月1日以降に受診されますと全額自己負担となりますので、医療機関へ早めの予約と受診をお願いします。

また、受診の際は必ず受診票をお持ちください。受診票を持参しないと、ドックの受診ができない場合があります。3月に送付しております決定通知は受診票ではありません。受診票は受診希望月の前月に届きますので、受診希望月の変更をされる方は、事前に必ず互助会まで連絡をお願いいたします。

★平成29年度の宿泊補助/健康増進・芸術鑑賞補助の請求期限について

平成29年度の宿泊補助、健康増進・芸術鑑賞補助の請求期限については、**平成30年4月末日(必着)**としていますので、期限内提出をよろしくお願いします。

なお、5月1日以降に提出された分については、補助の対象外といたしますので、ご注意ください。

☆佐賀県教職員互助会のホームページ開設について

この度、佐賀県教職員互助会のホームページを5月に開設予定です。

会員の皆様には、互助会の補助事業をご利用の際には、お役立てください。

ホームページには、各事業の案内の他、請求書の様式等を掲載する予定です。会員の皆様にとって利用しやすい、また、教職員互助会の事業内容についてもっと知っていただけるように、今後も随時更新していく予定です。

また、ホームページ開設に伴い、平成29年度まで作成し会員の皆様に配付しておりました「**教職員互助会のしおり**」については、今年度より配付いたしませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。A4版の「**教職員互助会指定施設一覧**」については、各所属に1冊配付いたします。指定宿泊施設の確認の際は、佐賀県教職員互助会ホームページをご確認ください。

☆モバイル会員証について

平成30年3月13日付第207号会報にてお知らせしましたとおり、佐賀県教職員互助会では、平成30年4月1日より、新たに「全教互会員証割引事業」を実施いたします。

これまでの九州ブロック会員証割引事業から、全教互会員証割引事業へと移行することにより、今まで以上に多くの施設で割引を受けられるようになります。

この事業を会員の皆様により便利にご利用いただけるよう、新たに「モバイル会員証システム」を導入いたしましたので、割引対象施設の検索などにご利用ください。(ログイン方法については、別紙のとおりです。)